

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十七号の三中(37)を(46)とし、(36)を(45)とし、(35)を(44)とし、(34)を(43)とし、(33)を(42)とし、(32)を(41)とし、(41)の前に次のように加える。

- (32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付
 - (33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となったことの届出の受付
 - (34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付
 - (35) 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令
 - (36) 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告
 - (37) 法第十八条の二十九第二項の規定による措置命令
 - (38) 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮
 - (39) 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付
 - (40) 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付
- 第二条の表の第二十号の二(42)中「第十九条の十」を「第十九条の十一」に改め、同号(43)中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第一項」に改め、同号(44)中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改め、同表の第三十五号中「及び(31)」を「(31)、(35)及び(37)」に改める。

第三条の表の第五号(8)中「第四十八条第一項から第十三項まで」を「第四十八条第一項から第十四項まで」に改め、同号中「市町」を「竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹

市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三次市については、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するものに限る。））、(7)及び(13)に掲げる事務（政令第百四十八条第二項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）、(16)及び(17)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに(18)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するもの、同条第二項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）を除く。）に改め、同表の第十八号の三(1)中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「並びに第十八条の七第一項」を「第十八条の七第一項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同号(2)中「及び第十八条の十三第一項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第二十号の二の改正規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。